

【北区における整備の状況】（令和6年度第1回自立支援協議会資料再掲）

機能	担い手（区内事業者等を含む）
① <u>相談</u> ・緊急事態等に必要なサービスの相談支援やコーディネート ・相談支援事業所との連携強化、困難事例への支援	・障害相談係（王子・赤羽） ・滝野川地域障害者相談支援センター ・障害者基幹相談支援センター ・障害者地域活動支援室（支援センターきらきら） ※上記5か所で、障害者の総合相談・専門相談を実施し、緊急事態等に必要なサービスの相談支援やコーディネート、相談支援事業所との連携強化、困難事例への支援を行っている。
② <u>緊急時の受入れ・対応</u> ・短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確（障害者（児）緊急一時保護事業）	・社会福祉法人 さざんかの会「らららたきのがわ」 ・社会福祉法人 晴山会「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」 ※短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保している。（障害者（児）緊急一時保護事業）
③ <u>体験の機会・場</u> ・短期入所居室を使用して、地域移行に向けた体験宿泊、親元からの自立のための体験宿泊を実施	・社会福祉法人 さざんかの会「らららたきのがわ」 ・社会福祉法人 晴山会「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」 ※短期入所居室を使用して、地域移行に向けた体験宿泊、親元からの自立のための体験宿泊を実施している。
④ <u>専門的人材の確保・養成</u> ・障害者の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成する研修等の機会を確保	・社会福祉法人 さざんかの会「らららたきのがわ」 ※障害者の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成する研修等の機会を設けている。
⑤ <u>地域の体制づくり</u> ・サービス提供体制の確保（施設の整備誘導） ・地域の社会資源の連携体制の構築、自立支援協議会における報告、検討	・自立支援協議会 等 ※サービス提供体制の確保（施設の整備誘導）、地域の社会資源の連携体制の構築を行い、自立支援協議会において報告・検討を実施している。